一関市室根地区会館条例施行規則の一部を改正する規則

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（附属設備等の利用料金）
第８条　条例別表に規定する暖房料（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿室根交流促進センターの暖房料を除く。）の限度額は、別表のとおりとする。

別表（第８条関係）
<table>
<tr><th>利用区分</th><th>単位</th><th>利用料金の限度額</th></tr>
<tr><td>暖房料（ストーブ）</td><td>１台につき１時間</td><td>50円。ただし、使用した燃料の消費量と同量の燃料を補充してこれに代えることができる。</td></tr>
</table>
</td><td>
（附属設備等の利用料金）
第８条　条例別表に規定する暖房料（室根田茂木地区コミュニティセンター及び室根交流促進センターの暖房料を除く。）の限度額は、別表のとおりとする。

別表（第８条関係）
<table>
<tr><th>利用区分</th><th>単位</th><th>利用料金の限度額</th></tr>
<tr><td>暖房料（ストーブ）</td><td>１台につき１時間</td><td>100円。ただし、使用した燃料の消費量と同量の燃料を補充してこれに代えることができる。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正部分は、下線の部分である。</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。